

困ったなあ

に答えます！

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

土地建物の相続で 知らなかつた事実が明らかに…

先般65歳で亡くなつた主人の遺産についてのご相談です。

遺産といつても今私が娘と住んでいる30坪の土地と小さな家だけです。もともと病気がちで定年後無職でしたので、預貯金も株も現金もなく、ただローンは払い終わつていて借金もないのが幸いです。

私の最初の夫は娘が生まれてまもなく事故で亡くなり、しばらくして私は再婚しました。相手には娘より5つ上の息子があり、私たちには互いの子供と養子縁組をし、普通の4人家族として生活してきました。

固定資産税評価額で併せて2000万円程度のこの家は、

結婚して近くに暮らしている長男に将来相続させるということでも、私も娘も納得しています。ただ、今は私たちが住んでいるので私の名義にして固定資産税も払つてほしいと長男が言うので、子供二人に相続分譲渡證明書を書いてもらい、司法書士の所に行きました。

そこで初めて、長男の下に弟がいたと知られ、びっくりしました。

このあとどうしたらよいでしょうか。私も娘もパートだし、私たちにはお金の余裕はまったくありません。



弟さんにしてもらひ、その状況を見て 遺産分割調停など様々な対応が考えられます。

それは大変びっくりされたことでしょう。ご長男は血を分けた弟がいたのを30年以上知らなままだつたのですからね。まさに「事実は小説よりも奇なり」。相手も兄の存在を知らなかつたとすれば、返事の書きようもないというのが本当のことろかもしません。

相続分は奥様が半分、あと半分は子供たちに等分に分けるので（養子も実子も同じ）、各6分の1です。従つて、固定資産税評価額を基準に計算すれば約333万円。その額を出して譲つてもらう（これを「代償金」といいます）のが法律的には順当なところでしょう。これまでまったく関係のない人に遺産が渡つたり、お金を欲しがるのにおかしいと思われるかもしれませんけれど。

いずれにしても相手に出てきてもらわなければ交渉はできません。そのためには遺産分割調停を起こすことです。管轄は相続発生地か相手の住所地ですが、相手は遠隔地にお住まいだし、こちらから申し立てること

なので、後者の家庭裁判所に申し立てるのが親切でしょう。

調停で事情を話し、相手が納得して相続分を譲渡してくれるのであれば（実質的には相続放棄と同じことです）それで調停は成立しますが、代償金が欲しいと言うかもしれません。しかしも、一般的には固定資産税評価額より高い路線価ないしは実際の取引価格を基準にしてほしいと言つてくるかもしれません。

後者の場合、こちらがまったく払わないという以上、調停は成立しないので、取り下げざるを得ませんね。結果、相手の持分は残ります。今現在、亡きご主人の名義のままです。

たのです。その人にも6分の1の権利があり、同じく譲渡證明書をもらわないと私の名義にはならないと言われ、遠隔地に住んでいるとのことで手紙を書いたのですが梨のつぶて、半年が経ちました。

このあとどうしたらよいでしょうか。私も娘もパートだし、私たちにはお金の余裕はまったくありません。